



前略 いつもお世話になっております、今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

相続時精算課税制度の改正について

1.相続時精算課税制度とは

相続時精算課税制度とは、原則「60歳以上の両親(もしくは祖父母)」から「18歳以上の子供(もしくは孫)」に対して生前贈与をした際に選択できる贈与税の制度です。

(贈与が令和4年3月31日以前の場合は、贈与を受ける子供や孫は「20歳以上」となります。)

相続時精算課税制度を選択すれば最大2,500万円の特別控除を適用することができ、2,500万円を超過した贈与財産については贈与税の税率が一律20%となります(贈与財産の種類に制限はありません)。

ただし、相続時精算課税制度を選択して特別控除を適用した最大2,500万円の贈与財産については、贈与者の相続発生時(死亡時)の相続財産に持ち戻して(加算)、相続税額の計算を行います。

このように、贈与の際に最大2,500万円までは贈与税の対象から控除するものの、贈与者の相続発生時に贈与財産を相続財産に持ち戻した(加算)総額に対して相続税を課税するため、「相続時精算課税制度」と呼ばれているのです。

相続時精算課税のイメージ

